

2022年7月29日

関係団体・事業者 各位

MCCP 及び PFCA の使用とその使用禁止に伴う代替可能性に関する調査への協力のお願い

経済産業省 製造産業局
化学物質管理課

1. 背景

環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念される「残留性有機汚染物質 (POPs: Persistent Organic Pollutants)」の製造及び使用の廃絶や制限、その意図的でない生成による放出の削減等の規制については、現在、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (POPs 条約)」に基づく枠組みにおいて議論を進めているところです。

POPs 条約対象物質への追加についての技術的な検討は、POPs 検討委員会 (POPRC) において、加盟国から提案された物質について、①スクリーニング基準への適否、②危険性に関する詳細検討、③リスク管理の評価の検討、の 3 段階のプロセスを経て、締約国会議に勧告されることとなります。

「中鎖塩素化パラフィン (MCCP) (難燃性樹脂原料等)」及び「長鎖ペルフルオロカルボン酸とその塩及び関連物質 (長鎖 PFCA) (フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤等)」については、2022 年 1 月の POPRC 第 17 回会合において、提案書に基づき、残留性・生物蓄積性・長距離移動性及び毒性等を審議した結果、上記①のスクリーニング基準を満たすとの結論に達し、2022 年 9 月の POPRC 第 18 回会合において、②危険性に関する詳細検討が実施される予定です。

これを受けて、日本として、POPRC 第 19 回会合以降に検討される③リスク管理の評価の検討に対応するため、本調査を実施いたしますので、是非御協力をお願いいたします。

2. MCCP 及び長鎖 PFCA の調査について

③リスク管理の評価の検討に当たっては、MCCP 及び PFCA の使用用途ごとに規制の適用除外を認めるかどうかについても検討が行われます。そのため、国内において、これらの物質がどのような分野・用途で部品・製品に含有されているか、代替技術はあるのか、代替にかかるコストはどのくらいか等について調査し、その調査結果を基に POPs 条約事務局に情報提供することが求められることとなります。

つきましては、以下の調査に御協力いただきたく、御回答をお願いいたします。

記

◇ 含有有無対象化学物質：MCCP 及び長鎖 PFCA

✓ MCCP

- 中鎖塩素化パラフィン(炭素数 14～17 で塩素化率 45 重量%以上のもの)
- CAS 番号：85535-85-9(塩素化率、塩素数を問わない)

※当課で実施した聞き取りでは、代替が困難な部品・製品として、“加工する際のプロセスで MCCP が使用されているものや難燃シール等”が、挙げられております。これらの部品・製品には、ご注意ください。

✓ 長鎖 PFCA

- 長鎖ペルフルオロカルボン酸(炭素数 9～21 のもの)とその塩及び関連物質
- CAS 番号：調査票内のシート「添付資料」のとおり

◇ 調査内容等：含有の商品情報、使用用途、代替技術、代替に係るコスト・期間・問題点等について、別添フォーマットに記載し、電子メールに添付して提出してください。御提出いただいた調査票から回答者を特定できない形でデータを抽出し、用途ごとの使用量や代替可能性を取りまとめ、POPRC に情報提供します。用途ごとの使用量や代替可能性に大きな影響がある場合は、POPRC へ追加的な情報提供を行いますので、期限後であっても御回答をお願いいたします。

◇ 調査フロー等：

- ① 経済産業省の業界団体所管課室より、業界団体宛に調査票を送付します。
- ② ①で調査票を受け取った業界団体は、別添フォーマットを貴団体所属の企業に送付をお願いいたします。
- ③ ②で調査票を受け取った企業は、別添フォーマットへの回答をお願いいたします。御回答いただくのは MCCP または長鎖 PFCA 含有製品がある事業者のみで構いません。MCCP と長鎖 PFCA どちらも対象となる場合は2つの調査票をご提出ください。複数の事業者・団体から貴社に調査票の送付があった場合には、いずれかの団体に1回だけ御回答いただければ結構です。
- ④ 業界団体におかれましては、団体所属の企業からの調査回答を回収し、貴団体事務局にて取りまとめをお願いいたします。
- ⑤ 取りまとめていただいた調査回答を経済産業省の貴団体所管課室にE-mailにてご返信ください。提出メールの件名は、「【提出】MCCP 及び長鎖 PFCA 調査」としてください。

◇ 回答期限：2022年9月29日(木)